

## 郡山市立公民館分館運営長及び運営員設置方針

### (設置)

第1条 公民館分館（以下「分館」という。）の管理及び運営について、公民館分館長（以下「分館長」という。）と協同で行うために、郡山市立公民館分館運営長（以下「運営長」という。）及び運営員（以下「運営員」という。）を設置する。

### (配置)

第2条 運営長は各分館に1名配置する。運営員は各分館に1名（針生分館のみ2名）を配置することが出来る。

### (依頼)

第3条 運営長及び運営員の依頼は、公民館長の推薦に基づき、教育長が行う。

- 2 運営長及び運営員は国家公務員、地方公務員、議会議員は依頼対象から除外する。
- 3 依頼期間は2年以内とし、再依頼することができる。

### (業務)

第4条 運営長及び運営員は、分館長と協同で次の業務を行う。

- (1) 分館の貸館業務
- (2) 分館の維持管理等  
(手当等)

第5条 運営長は月額3,600円、運営員は月額3,300円を支給する。

- 2 年の途中において依頼又は依頼解消のときは、日割計算により支払うものとする。

### 附 則

この運営方針は、令和2年4月1日から施行する。